

| 受理番号          | 受理年月日     | 件 名 及 び 要 旨   | 提 出 者                               | 送 付<br>委員会名          |
|---------------|-----------|---|-------------------------------------|----------------------|
| 5 年<br>第 20 号 | 5. 1 0. 4 | <p>茨城県河川行政の機能不全と助言のお願い</p> <p>茨城県の河川部門は自死に向かいつつある。少なくとも同部門はそれを決意した行動を取っている。県の指導者たちがそのことに同意するかどうかは、もちろん別の問題点である。</p> <p>我々は、茨城県常陸大宮市舟生地区の住民で、令和元年 10 月の台風 19 号による洪水被害を受けその原因を調査するなかで、県の河川部門（河川課、常陸大宮土木事務所）の不適切な治水対策に気付き、団体を設立し県に対し適正な業務執行の要請・協議をおこなってきた。然しながら進展がなく、踏み込んだ調査をした結果、驚くべき事実が判明した。その内容は河川部門に十分に通知したがそれでも対応は従前どおりである。我々は県の自浄作用を期待し、何度もそのように示唆してきたがそれも虚しく、やむなく今回のような方法を取るに至った。</p> <p>経緯の概略を記述する。</p> <p>舟生地区の久慈川氾濫の原因は、対岸の河川区域に越水できなかった濁流が当地区に押し寄せたことが原因だと分かった。この河川区域はかつて遊水地状態で治水効果を発揮していた場所であるが、民間業者により碎石・土砂で盛土され建物・設備も設置されてしまった。我々が台風 19 号の後で「河川敷地占用許可」を出した理由を担当土木事務所に質問したところ、同事務所は 2 週間後に、「確かに河川区域の 3 号地です」と回答された。そして質問への回答は「許可は出していない」。その理由は「申請がなかったから」だった。その時に感じた違和感の原因は、その後の協議の中で理解できた。《彼らは質問され調査して初めて河川区域を知ったのだ》と。</p> <p>ここから適正な措置を求めて県に要請・協議をしてきたが、監督処分の成果は工場敷地内に大きく盛り上げた廃土石の山が一基撤去されただけで殆どの土砂類は残り建物・設備は黙認したままで令和 5 年に入っても操業している。更に業者は河川区域内の国有地の全てを埋め立てそこに建物を建てて占拠しているが、この不法行為を県は認識できない。</p> <p>県はいかなる理由で法令に基づく処分をためらっているのかを検証するため、行政文書開示請求、退職した関係職員への聞き取りなどをして明らかになったのは、一言で言えば「業務知識の欠落」ということである。「河川区域の 1 号地以外は規制対象外」というパラダイムを継承していた。この件は、開示された一件の認可</p> | <p>久慈川の洪水から舟生地区を守る会<br/>代表 木村 均</p> | <p>土木企業<br/>立地推進</p> |

| 受理番号 | 受理年月日 | 件 名 及 び 要 旨   | 提 出 者 | 送 付<br>委員会名 |
|------|-------|---|-------|-------------|
|      |       | <p>申請に係る決裁文書によって裏付けられている。</p> <p>その結果、県は業者の違法行為を見逃すという意識はなく更に違法工事による工作物等を洪水から守るために県自ら護岸工事を実施しており、今でも違法工事だと認識できないでいる。</p> <p>我々は、地元を洪水被害から守るための活動をしている。それは県が過去のしがらみではなく法令に基づく適正な対策をしてほしいという要望に尽きるもので、無理難題や不法行為を強要するものではない。河川課に説明を求めても現実を掌握できず回答は支離滅裂で何も決断できない悲惨な有様である。過去の職員による不名誉極まりない事態を前に一步も進めない担当組織は、異常の極みである。その他の関係部署・付属機関に相談をしたが関わり合いを避けている様子で、ある部署は我々の主張自体が問題だとして門前払いされた。</p> <p>異様な状況であるが、我々は県が公共団体として適正な治水対策を実施することを求める。</p> <p>下記の解説を熟読し、県の対応策についての指導・助言等をもらいたく願う次第である。</p> <p><b>【補足説明】</b></p> <p>1 経緯</p> <p>前頁の記述に加えて最近の事例を記述する。令和5年8月25日に茨城県知事あてに質問書を送付し9月6日に回答書が交付された。その中の一問一答は次の通りである。</p> <p>質問：「県が河川区域内での護岸工事という違法工事を営々と実施し国庫補助金を不正受給してきた事実によどのように対処されるのか、茨城県知事としてご回答願います」</p> <p>回答：県は違法工事という認識はしていないと主張し、「地域の現状に合わせ、適切に護岸工事等の治水対策を講じてきたものと認識しております」というものだった。</p> <p>公共工事を違法工事だと指摘されたからは、否定する根拠を具体的・論理的に説明すべきである。単に適法だと「認識しております」という主張だけが知事としての回答か。犯罪を実施したと指弾された公共団体がこれだけの主張で済むわけではないのが常識である。</p> |       |             |

| 受理番号 | 受理年月日 | 件 名 及 び 要 旨   | 提 出 者 | 送 付<br>委員会名 |
|------|-------|---|-------|-------------|
|      |       | <p>2 茨城県による違法工事の実態</p> <p>問題の場所は、茨城県常陸大宮市西野内羽原地区で久慈川の左岸である。昭和49年3月30日に河川区域に指定された。土地所有者は民間人が殆どで他は国有地である。業者によって民有地と国有地併せて87,000㎡が盛土され、その上に建物・設備が設置されている。このため、かつては洪水時にはすべての区域が水没し遊水地状態になり対岸への増水を抑制していたがその機能は消滅した。</p> <p>茨城県による違法工事は、業者が河川区域内に違法に盛土し造成した土地を守るためにコンクリート護岸工事を実施したことである。県の護岸工事は河川区域の下流側から施工してきており、上流側の業者の基幹設備のある区域側に向けて延伸する意図があると見える。</p> <p>3 今に至った原因</p> <p>河川区域指定時、この新しい制度について地元の地権者・利用者に対する説明はなく、誰も河川区域の規制内容など知らずにいた。そして説明会開催によって新制度を理解できたはずの担当職員がその機会を逸したことが不幸の始まりとなったことは以後の河川行政をみれば明らかである。</p> <p>担当職員の業務知識の欠落の結果を具体的に述べると、業者が埋め立てて建物・設備を設置しても違法行為だと認識できず、現場事務所内で業者の工事が河川法違反だということが話題になったこともなく、「河川区域とは水が流れている場所」だとの説明も聞いたそうである。よって、彼らが業者の違法工事を黙認したことはないというのは正確である。更に県自体も昭和60年あたりから災害復旧工事と称して国庫補助金を不正受給して違法工事をしたことの認識がない、というのも正確な表現である。但し、どちらも業務知識の欠落を免罪符とした場合であるが。</p> <p>これほどの長期間にわたり所掌する職務内容を理解できずに、河川区域指定の意義と同区域内に護岸堤防を設置することの矛盾を理解できない河川管理者というのは滑稽な姿である。これを当初から指摘してきたが、今もなお河川法第87条（経過措置）の「・・・現に権原に基づき・・・」を理解できないため業者の違反内容を認識できない様子である。また業者が国有地を造成し占拠していることを指摘しても未だに認識できず放置されたままである。</p> <p>今後、このまま放置したとしても違法物件は当該地区に残存し続ける。端的に言えば、河川部門が決断ができないという単純な要因であるが、県の指導者たちがそれに同意するか否かは別のことと考える。いずれにせよ、関係各位の適切な助言が</p> |       |             |

| 受理番号 | 受理年月日 | 件 名 及 び 要 旨 | 提 出 者 | 送 付<br>委員会名 |
|------|-------|-------------|-------|-------------|
|      |       | 必要である。      |       |             |